### Ⅰ 新規指定申請書類の提出

1 介護保険の指定事業者になるために必要な要件

介護保険事業者の指定を受けるためには、以下の条件を全て満たしていなければなりません。 (介護保険法第70条第2項、第115条の2第1項)

- (1) 法人であること〔みなし事業(訪問リハビリテーション等)は異なる〕。 ※法人の種類によっては、事業開始に当たり、定款について所轄庁の認可(認証)が必要な場合があります。 詳しくは所轄庁へお問合せください。
- (2) 申請の時点で、都条例に定める人員基準・設備基準が確保できていること。
- (3) 都の条例に定める運営の基準に従って適正な事業の運営ができること。
- (4) 居宅サービス事業の場合、介護保険法第70条第2項第4号から第12号の欠格条項に該当していないこと。
- (5) 介護予防サービス事業の場合、介護保険法第115条の2第2項第4号から第12号の欠格条項に該当していないこと。
- ※ 欠格条項については、介護保険法の他、厚生労働省からのQ&A(「介護保険最新情報」Vol.6及び73)等をご確認ください。「介護保険最新情報」は、東京都介護サービス情報のHPから、ダウンロードできます。

(ダウンロード先) 東京都介護サービス情報

(https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo lib/info/saishin/index.html) >介護保険についてのお知らせ>介護保険最新情報(厚生労働省からの通知)>介護保険最新情報

### 2 介護保険の指定事業者になるための手続

- 指定申請に当たっては、新規指定前研修を必ず受講してください。
- 指定申請書の提出先は、公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部介護事業者指定室 (以下「財団」という。) になります。
- 指定申請書の提出に当たっては、指定予定日の2か月前15日頃までにご郵送下さい。

#### 【手続の流れ】

- ①(指定予定日の4ヶ月前末日までに)新規指定前研修の申込み
- ② 新規指定前研修受講
- ③(指定予定日の2ヶ月前15日頃までに)新規指定申請書の提出 ↓(指定申請書の審査)
- ④ 基準等満たした場合、指定介護サービス事業所等として指定
- ※ 申請書類の記載の不備、書類の不足などがあった場合、受理ができません。
- ※ 申請書類の受付後、現地調査を行う場合があります。

### 3 申請から指定までの期間

指定申請が受理された月の翌々月1日付が指定年月日となります。(毎月1日付) なお、申請事務手数料はかかりません。

(例)

研修申込	研修受講	指定申請受付	指定月	研修申込	研修受講	指定申請受付	指定月
4ヶ月前末日 までに 電子申請で申込	毎月15日頃	2ヶ月前 15日頃までに 提出	毎月1日	9月末日までに 電子申請で申込	10月15日頃	11月15日頃 までに提出	1月1日
				10月末日までに 電子申請で申込	11月15日頃	12月15日頃 までに提出	2月1日

### 4 申請前の相談

- 〇指定申請に係る質問や事業者の事業計画の確認(建物平面図等による通所介護事業所などの設備面の相談)等について、 指定申請前の相談を財団で行っています。
- 〇特に通所介護事業所などの設備面については、建物平面図等(可能であれば事業所内外の写真も合わせて)を作成の上、 必ず事前相談をお願いいたします。
  - なお、作成いただく建物平面図等については、正確かつ鮮明で、スケールなど判断に必要な情報が入ったものをお願いします。
- ○15日以降は、当月の指定申請業務が優先となるため、事前相談への対応が通常より困難となります。 このため各月15日以降の事前相談はご遠慮ください。
- 〇事前相談を希望する場合は、東京都福祉保健財団事業者支援部介護事業者指定室(O3-3344-8517)へお電話にて ご連絡ください。

#### 5 その他

- (1) 指定申請は、事業を実施できる体制が整っている状態で申請をしてください。
- ② 申請書は、提出用と事業所保管用(写)の2部を作成してください。受付時に受付証をお渡ししますので、 事業所保管用と一緒に事業所において必ず保存管理してください。
- ③ 事業譲渡や法人の合併により申請者(事業所を運営する法人)が変わる場合
  ⇒ 事業を譲渡する法人は廃止届、事業を引き継ぐ法人は新規指定申請を行ってください。
- ④ 同一法人による廃止→新規での申請 同一事務所内の居宅と訪問介護が同番のケースでどちらかだけを別の場所へ移転する場合は、 同法人による廃止→新規となります。
  - ⇒ 同番の場合、異なる所在地に事業所が存在することはないので、移転したいサービスを廃止し、 廃止するサービスの職員等でそのまま事業を行う場合でも、新たに申請を行うことが必要です。
- ⑤ 病院・診療所・施術所の中で福祉系サービスを実施する時に注意すること
  - ⇒ 医療として使用することで許可を受けた面積部分で実施することはできません。 確認のために、病院等の用途変更の届出書の写しを求めることがあります。 申請前に、病院は都の医療政策部医療安全課に、診療所・施術所については、保健所に確認してください。
- ⑥ 有料老人ホームの建物内で居宅サービスの申請
  - ⇒ 有料老人ホームは老人福祉法上の届出が必要なので、届出する部分に当該サービスのスペースが含まれるとき、 都の高齢者施策推進部施設支援課有料者人ホーム担当に相談する必要があります。 届出ていないスペースを使用する場合でも念のため、都の施設運営担当に事前に確認してください。 (サービス付高齢者向け住宅の建物内で居宅サービスの申請を行う場合は、東京都福祉保健財団の高齢者住宅担当に 事前にご確認をお願いいたします。)

## Ⅱ 新規申請・変更届等の受付窓口

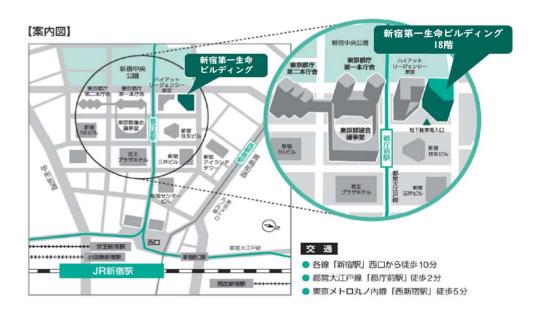
下記サービスの新規申請、変更届等については**(公財)東京都福祉保健財団**(下記『申請書等受付窓口』)にて受付しています。

	居宅系サービスの種類	財団が窓口となる書類		
福	訪問介護			
祉	訪問入浴介護·介護予防訪問入浴介護	・指定申請書		
系サ	通所介護	·変更届出書		
	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	・廃止、休止、再開届出書		
ビス	福祉用具貸与·介護予防福祉用具貸与	・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算届)		
^	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	・指定更新申請書		
	訪問看護·介護予防訪問看護	・業務管理体制に係る届出		
屋	居宅療養管理指導·介護予防居宅療養管理指導			
医療	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション			
系サ	通所リハビリテーション(老健併設除く)	上記書類の記載方法、添付書類等についての相談、問い		
	介護予防通所リハビリテーション(老健併設除く)	合わせも併せて財団で受け付けます。		
ビス	短期入所療養介護(老健併設除く)			
^	介護予防短期入所療養介護(老健併設除く)			
	介護療養型医療施設			

# 申請書等受付窓口(郵送の場合のあて先も同じ)

(公財)東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室 【所在地】〒163-0718 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング 18階

【電 話】03-3344-8517 (受付時間 9時30分~16時30分)



## Ⅲ 新規指定申請時の提出書類記載例及び注意事項

## 掲載サービス

0	訪問介護	
0	訪問入浴介護	
0	訪問看護	
0	通所介護	
0	短期入所生活介護	
0	福祉用具貸与	
0	特定福祉用具販売	

※各サービスの申請書については、下記ホームページからダウンロードし、 作成してください。

### 「東京都介護サービス情報」

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\_lib/index.html

『地域区分』については、下記の各サービスページを参照 東京都介護サービス情報 > 指定後の届出・手続き・通知等

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\_lib/tuutitou/index.html